

途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査 2017年9月15日公示分 Q & A

質問受付締切:10月4日(水)17時まで

| No. | 該当資料 | 該当頁 | 該当項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|-------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 募集要項 | p. 18 | Ⅱ. 8. (3)業務従事者について | 専門性や対象国の知識を豊富に有する日本の民間企業の専門家を、外部人材として業務従事者に含めることは可能か。 | 可能です。但し、当該外部人材の格付や業務内容は契約交渉において確認させていただきます。 |
| 2 | 募集要項 | p. 18 | Ⅱ. 8. (3)業務従事者について | 専門性や対象国の知識を豊富に有する日本の民間企業の専門家に、調査工程の一部を再委託することは可能か。 | 現地再委託は、基本的には現地の業者等に再委託することを想定しています。但し、現地で再委託先がない等、やむを得ない理由がある場合には、契約交渉において、日本国内の委託先に再委託することも認められることがあります。 |
| 3 | 様式1, 2 | p. 7 | 旅費 航空賃 | 現地渡航において長時間のフライトを利用する場合、ビジネスクラスの航空券の使用は認められるか。 | 航空券クラスは、本調査経費積算基準にて、学歴年次及び所要フライト時間別に定められております。詳細は、「経理処理(積算)ガイドライン」(2017年8月)p. 19に記載の表4【国際線航空券クラス】および同ガイドラインp. 20の表「一つの旅行区間における所要フライト時間」をご確認ください。 なお、上記表4のJICA基準ではエコノミークラスながら提案法人の社内基準ではビジネスクラスに相当するといった場合、ビジネスクラスを利用することは可能ですが、その場合でも、契約上の積算額および精算額はエコノミークラスの料金となります。 |
| 4 | 様式6 別添1 | P. 15 | 事業計画書 | 提案法人(日本所在)と現地に設立する合弁会社それぞれの事業で損益が別々に発生する場合、事業計画書には、どの法人の事業を記載すべきか。 | 提案法人の事業計画は必ずご記載下さい。加えて、合弁会社が提案事業の中核を担う場合は、当該合弁会社の事業計画も別途ご記載下さい。 |
| 5 | 様式6 別添5 | P. 19 | 評価対象業務者経歴書 | 「評価対象業務者経歴書」を提出する目的は、提案事業を遂行する十分な能力や経験を有する人材が業務従事者に含まれることを示すためか。 | ご理解の通りです。 |
| 6 | 様式8 | P. 1 | 同意書 | 外国法人の人材を補強団員として業務従事者に含めることを想定している場合、様式8の同意書を外国語で作成することは可能か。また、捺印の代わりにサインで対応することは可能か。 | 様式8の同意書は、日本語又は英語で作成下さい。また、外国法人又はその役職員が印鑑をお持ちでない場合、サインでも問題ありません。 なお、業務実施中の提案法人とJICA間の連絡及び関連書類は日本語となります。 |